

公印省略

3 薬 第 1 3 7 3 号
令和 3 年 9 月 1 日

福岡県薬業団体連合会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(監視係)

「薬と健康の週間」の実施について（依頼）

本県の薬務行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

標記のことについて、7月1日薬生発0701第10号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知により「令和3年度「薬と健康の週間」実施要綱」が示されたところです。

本県では、別添のとおり「令和3年度福岡県「薬と健康の週間」実施要領」を定め、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら普及啓発を実施することとしましたので、趣旨御理解の上、特段の御配慮をいただきますようよろしく申し上げます。

また、貴会会員に対し、本週間の趣旨を周知していただきますよう併せてお願いいたします。

令和3年度福岡県「薬と健康の週間」実施要領

1 目的

「薬と健康の週間」は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く県民に普及啓発することにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

2 実施期間

令和3年10月17日（日）～23日（土）

3 実施機関

福岡県、福岡県薬業団体連合会

4 実施事項

(1) 総論

上記1の目的を達成するため、関係機関との緊密な連携のもと、啓発活動を実施する。

(2) 福岡県保健医療介護部薬務課及び福岡県薬業団体連合会における実施事項

ア 多様な媒体を活用した情報発信

かかりつけ薬剤師・薬局を持つことによる利点及び薬剤師の職能等について県民の理解が深まるよう分かりやすく紹介するとともに、医薬品に関する正しい知識が広く県民に浸透するよう、テレビや新聞などのマス媒体やインターネットを活用した動画やSNSなどにより積極的に普及啓発を行う。

イ 啓発パネルの展示等

県庁ロビーにおいて、薬の正しい使い方に関する啓発パネル等の展示を行う。

ウ 薬事功労者の表彰

本県において薬事関係業務に従事し、保健衛生の向上に特に顕著な功績のあった者及び薬業関係団体を表彰する。

(3) 保健福祉(環境)事務所及び薬局等における実施事項

ア 健康フェア等における啓発

健康フェア等において薬の正しい使い方に関する啓発パネルの展示及び薬の相談コーナーの設置等により医薬品についての正しい知識を普及啓発する。

イ セミナー等の開催

市町村及び薬剤師会等の協力を得て、セミナー等を開催することにより、医薬品は、使用期間、用法、用量及び保管方法等を守り、使用上の注意を十分に

理解して、正しく使用しなければならないことを普及啓発する。

(4) 各団体独自の実施事項

上記1を目的とした普及啓発事業を関係団体独自で行う。

(5) 各種広報紙及びマスコミ等の活用による啓発

県及び市町村の広報誌活用並びに報道機関への資料提供等により、本事業趣旨の普及徹底を図る。

(6) その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要な感染防止対策を講じた上で実施する。